

# お 知 ら せ

## 平成25年5月10日(予定)から、豊川放水路の堤防道路を一部通行止めになります。

豊川放水路の堤防道路は、①公道（豊橋市道、又は豊川市道）となっている区間、②公道ではなく河川管理用通路となっている区間が存在します。

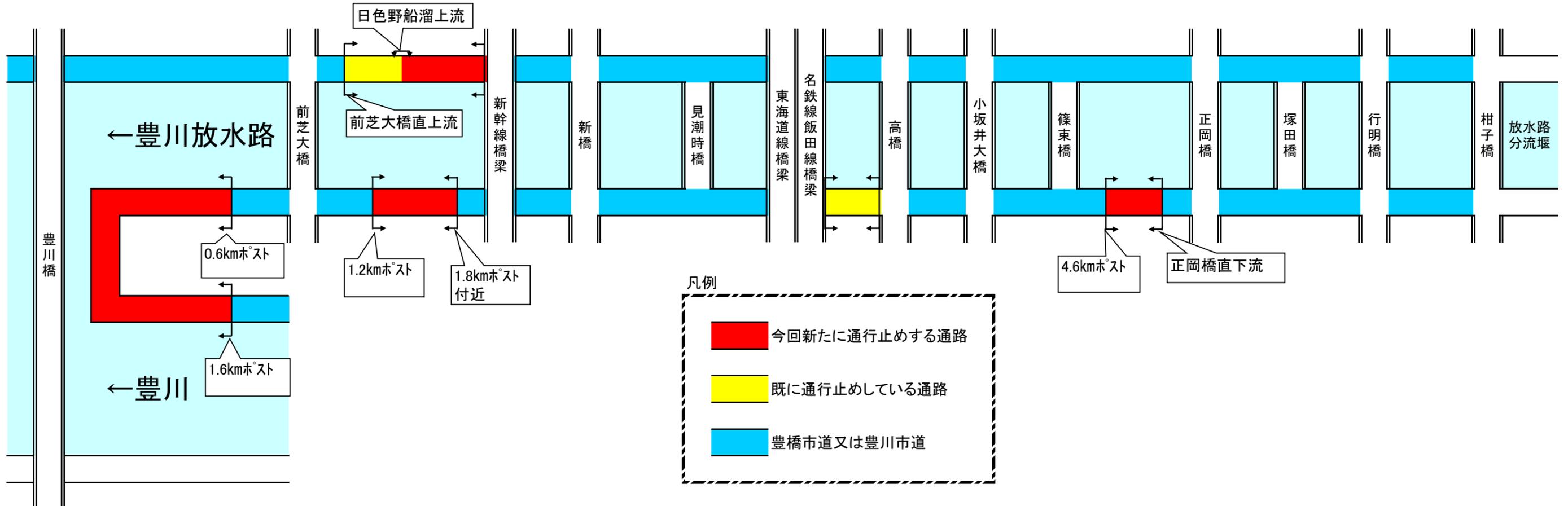
このうち、②の河川管理用通路は、河川巡視や水防活動のための専用通路であり公道ではないため、河川巡視車、水防活動車両を除き車両通行はできません（歩行者、自転車は通行できます）。

しかし、現在②の河川管理用通路は、車止めを設置してある箇所と、設置していない箇所があり、設置していない箇所は車両が通行できる状態となっています。

河川管理用通路は公道でないため、安全に車両が通行できるための道路整備や交通規制ができず、万一事故が発生しても責任を負うことができません。

このため、豊橋市及び豊川市の道路管理者と、豊川放水路を管理する国土交通省豊橋河川事務所とで協議し、市道として供用する区間の見直しをすると共に、市道として供用しない区間については、平成25年5月10日(予定)からすべて通行止めにする事となりましたので、お知らせします。

なお、通行止めとなる区間は、歩行者と自転車は引き続き通行可能です。



問い合わせ先	道路管理者	豊橋市役所 建設部 土木管理課	Tel0532-51-2507
		豊川市役所 建設部 道路維持課	Tel0533-89-2142
河川管理者		国土交通省豊橋河川事務所占用調整課	Tel0532-48-8112
		国土交通省豊橋河川事務所豊川出張所	Tel0532-52-8098